

平成17年度第12回評議会議事録

日時：平成17年11月29日（火） 17：08～21：19

場所：JPF。ただし、Ⅲ．議事のうち3．の審議（これらの審議にあたって予め申請団体の説明を受ける場合を除く。）にあたって、評議員（NGOユニット枠を除く）、アドバイザー及び事務局員以外はJPFから退出した。

出席：評議員

外務省 : 鈴鹿 光次（上村司評議員代理）
経団連 : 林 寛爾（Ⅲ．議事のうち1． 2．のみ欠席）
三菱財団 : 石崎 登
学識経験者 : 中村 安秀（Ⅲ．議事のうち1． 2．のみ欠席）
AAR : 堀江 良彰（NGOユニット枠）
SVA : 関 尚士（NGOユニット枠）

評議会アドバイザー

日本経済新聞社 : 原田 勝広
社会貢献担当者懇談会 : 森 信之

評議会ゲスト

外務省 : 町田
UNHCR : 岸守（Ⅲ．議事のうち3． から9まで出席）
学生ネットワーク : 石川（光）、石川（晴）、江川
ADRA : 橋本
JCCP : 茂木、堀
JRCS : 菅井、浅沼
NICCO : 折居
PWJ : 永野（Ⅲ．議事のうち1． 2． と4． から9のみ出席）
SCJ : 棚田、鈴木

オブザーバー

AAR : 坪井
キャンプ・ジャパン実現可能性調査事業派遣員
: 神谷（Ⅲ．議事のうち3．のみ出席）

事務局 : 高松、出原、佐藤(美)、吉田、谷口、菊池、田口

座長

：堀江 良彰

I. 定足数確認

評議員定数6名のうち、出席評議員数4名をもって定足数を確認した。

II. 配布資料確認

1. 事務局：第12回JPF評議会次第
2. 事務局：議案1. 平成17年度第10回議事録の承認
3. 事務局：平成17年度第10回評議会議事録（案）
4. 事務局：議案2. 平成17年度第11回議事録の承認
5. 事務局：平成17年度第11回評議会議事録（案）
6. 事務局：議案3. キャンプ・ジャパン実現可能性調査事業に基づく事業展開の承認
7. NGOユニット：キャンプ・ジャパン構想フレームワーク（案）
8. NGOユニット：キャンプ・ジャパン実現可能性調査 状況報告
9. NGOユニット：キャンプ・ジャパン支援体制構築事業計画書
10. NGOユニット：Muzaffarabad Town Map Camp Locations
11. JCCP：キャンプ・ジャパン設営事業計画書
12. NICCO：パキスタン・ムザファラバード周辺部におけるキャンプ・ジャパン立ち上げ事業計画書
13. 事務局：JPFパキスタン事業各団体動向
14. 事務局：外務省供与資金の財務報告・民間資金の財務報告
15. NGOユニット：特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム定款（案）
16. 中村評議員：電子メール「定款について」
17. NGOユニット：JPFガバナンス強化策（案）
18. 事務局：シンポジウム “世界の1年を振り返って次の1年へ”
19. 関西5周年イベント委員会：ジャパン・プラットフォーム パキスタン緊急支援報告会 in 関西フライヤー
20. 事務局：メディア露出記事（ASIA PACIFIC PERSPECTIVE JAPAN 2005 Volume3）
21. 学生ネットワーク：Love Music! Love Pakistan!
22. 事務局：プレスリリース No.2005-20

III. 議事

1. 平成17年度第10回議事録の承認について
事務局作成により上程された平成17年度第10回議事録（案）を全会一致で承認した。
2. 平成17年度第11回議事録の承認について
事務局作成により上程された平成17年度第11回議事録(案)に対し、外務省から配布資料のとおり修正の要請があり、審議の結果、当該修正後の事務局作成による第2案をもって第11回議事録とすることを全会一致で承認した。

3. キャンプ・ジャパン実現可能性調査事業に基づく事業展開の承認について

冒頭、事務局よりパキスタン地震被災者支援に係る民間寄付金の状況として、11月18日までに約8千9百万円の着金が確認された旨の報告がなされた。

キャンプ・ジャパン実現可能性調査事業派遣員の事務局高松氏より、配布資料と映写資料に基づき、当該事業の報告がなされ、キャンプ・ジャパン実現の可否について審議した結果、全会一致で事業展開を承認した。

① NGOユニット：キャンプ・ジャパン支援体制構築事業（政府資金）

申請団体より配布資料に基づき計画内容の説明がなされた。その後、評議員、アドバイザー及び事務局員のみで審議した結果、事業期間を4月末日までとし、全会一致で承認した。

② JCCP：パキスタン北部地震被災者緊急キャンプジャパン設営事業（政府資金）

申請団体より配布資料に基づき計画内容の説明がなされた。その後、評議員、アドバイザー及び事務局員のみで審議した結果、全会一致で承認した。

③ NICCO：パキスタン北部震災緊急支援事業（政府資金）

申請団体より配布資料に基づき計画内容の説明がなされた。その後、評議員、アドバイザー及び事務局員のみで審議した結果、全会一致で承認した。

なお、JPF参加NGOに対し、可能な限りキャンプ・ジャパンに参画し、パキスタン地震被災者支援に貢献を求める強いメッセージを発信する旨の附言がなされた。

4. NGOユニットの定款変更について

継続協議となっていた本件について、堀江評議員より配布資料に基づき説明がなされた。

① 第3条について

中村評議員より配布資料に基づき下記の通り、修正の指摘があった。

「この法人は、ジャパン・プラットフォームに關与するNGO、政府機関、企業、メディア及び教育研究機関等が有している人材、資金及び知識や経験を互いに活用することにより、日本のNGOを中心とした援助活動の質的向上を図り、国内外で起こる自然災害の被災地域、紛争地域及び途上国における援助活動を積極的に行い、その活動を通じて国際社会の一員として平和な社会づくりに貢献することを目的とする。また、この法人は、その活動を通じて日本の市民社会のさらなる発展に寄与することを望む。」

また、「21世紀における」は、2000年に設立されたNGOユニットの宣言として大きな意味をもっていたが、現時点で、「21世紀」と強調する必要はないので、削除が望ましい旨の附言がなされた。協議の結果、当該修正を全会一致で了承した。

② 第4条について

前回評議会において石崎評議員より指摘のあった点について、JPF顧問弁護士岩崎氏に照会したところ、戦争や国際紛争における難民救済等の人道支援活動は第1項の「国際協力の活動」に含むと解釈されるとの回答があった旨事務局より報告がなされた。

③ 第5条について

中村評議員より配布資料に基づき下記の通り、修正の指摘があった。

第5条1項(3)「前略～関連団体及び国際機関等との情報交換～後略」

協議の結果、当該修正を全会一致で了承した。

④ 第7条について

中村評議員より配布資料に基づき下記の通り、修正の指摘があった。

第7条3項(2)「前略～会計情報や意思決定の過程等を～後略」

協議の結果、当該修正を全会一致で了承した。

⑤ 第13条について

石崎評議員より第13条1項(1)と(2)の理事、監事の定数の下限及び上限について指摘があった。協議した結果、理事を8人以上20人以下、監事を1人以上3人以下とすることを全会一致で了承した。

⑥ 第15条について

石崎評議員より第15条2項において、代表理事に事故があっても復帰する場合も想定されるので、「新たな代表理事が選任されるまで、」の削除が望ましい旨の指摘があった。協議の結果、当該削除を全会一致で了承した。

⑦ 第23条について

前回評議会において石崎評議員より指摘のあった「重要な資産の取得や処分」について、事務局より、弁護士岩崎氏に照会したところ、第23条1項(8)並びに2項(7)にて、理事会が総会に付すべき事項として、総会が議決すると規定されている旨の回答があった報告がなされた。

総会並びに理事会の権能については、開かれたJPFでありつつも乗っ取り等に対し防御可能な条項となるよう再度評議会に諮ることとした。

⑧ 第28条と46条について

石崎評議員より当該条項にのみ「可否同数のときは議長の決するところによる」と規定している理由について質問がなされ、堀江評議員より他の条項では可否同数にならないが、当該条項のみが想定される旨の回答がなされた。

⑨ 第49条について

外務省鈴鹿氏より本定款(案)では意思決定について詳細に規定しているが、その決定を誰が忠実に実施に移すのか明文による規定がない。その責を負うと考えられる事務局の位置付けをはっきり規定すべきである旨の発言あり、中村評議員より下記の通り、修正の指摘があった。

第49条1項「この法人は円滑な活動を行うため、及び事務を処理するため事務局を置く。」

協議の結果、他団体の定款を参考にしたうえで再度評議会に諮ることとした。

⑩ 委員会について

外務省鈴鹿氏より、本定款(案)では各種委員会については規定されていないが、各種委員会設置には経費を要し、かつ、その機能は決定事項を忠実に実施する事務局の役割をアシストするものであると思っているため、定款に規定するに値する対象である旨の発言がなされた。中村評議員より第5条1項(1)「援助活動に従事するNGOに対する支援と活動の調整」に案件審査や評価等を含むと理解している旨の発言と、森アドバイザーより第23条2項(8)「その他、この法人の運営に関する必要な事項」に則り、必要に応じて各種委員会等

については決定していけばよい旨の発言がなされた。

堀江評議員より所轄庁に照会したところ、常任委員会及び各種委員会については本定款（案）に規定しなくとも差し支えないとの回答があった旨報告がなされた。協議の結果、常任委員会及び各種委員会については本定款（案）に規定せず、必要に応じて決定することを了承した。

なお、原田アドバイザーより、理事会と常任委員会との関係を別途文書により規定する必要がある旨の発言がなされた。

5. シンポジウムの後援について

事務局より配布資料に基づき報告がなされ、当該シンポジウムの後援を了承した。

6. JPF設立5周年記念イベントの実施について

事務局より12月1日（木）に大阪におけるイベントを開催する旨の報告がなされた。また、中村評議員よりイベントにおいてHuMAも登壇する旨の報告がなされた。

7. メディア露出記事について

事務局より配布資料に基づき報告がなされた。

8. Love Music! Love Pakistan! について

学生ネットワーク石川氏より12月18日（日）に早稲田大学において、パキスタン被災者支援のイベントを開催する旨の報告がなされた。

9. 銀座ソニー・ビルにおける広報について

事務局より銀座ソニー・ビル広報スペースの無償提供の申し出を受け、JPFとして運営費を支出し広報を行う予定である旨の報告がなされた。

10. プレスリリース No.2005-20 について

事務局より配布資料に基づき報告がなされた。

11. 次回評議会の開催日時・会場について

12月5日（月）17:00よりJPF事務局において開催することとした。

以上